

## 「山に親しむ推進月間」及び おおさか「山の日」 設置要綱

### 1 趣 旨

森林は、国土保全、水源のかん養、地球温暖化の防止など公益的かつ多様な機能を有しているが、大阪府内では、近年管理が行き届かない森林が増加し、その機能が失われつつある。

森林を本来の姿に戻すためには、府民が身近にある森林の重要性を認識し、府民協働で森林を保全していくことが必要である。

このため、「山に親しむ推進月間」及び、期間中、特に重点的な取組みを行う おおさか「山の日」を設定し、より多くの府民が体力やスケジュールに合わせ気軽に山に入り森林と接する機会を創出することにより、森林の重要性への認識を高め、府民協働による森林保全を進める契機とする。

### 2 期 間

#### (1) 「山に親しむ推進月間」

「山に親しむ推進月間」は、野外活動が行いやすい毎年11月とする。

#### (2) おおさか「山の日」

おおさか「山の日」は、毎年11月第2土曜日とする。

### 3 実施事項

「山に親しむ推進月間」及び おおさか「山の日」に、山や森林における以下の取組みを行う。

#### (1) 各種イベントによる啓発活動

「知る・学ぶ・考える」イベント

・シンポジウム、パネルディスカッション、パネル展示など

「利用する・楽しむ・遊ぶ」イベント

・ハイキング、キャンプ、ネイチャーゲーム、炭焼き体験など

「行動する・守る・育てる」イベント

・間伐、枝打ち等森林施業体験、山地クリーンアップなど

#### (2) 報道機関及び各種広報媒体等による啓発活動

府民の山への関心と理解を深めるため、報道機関及び各種広報媒体等を通じた啓発活動を行う。

### 4 実施体制

#### (1) 実行委員会の設置

3の実施事項に関する企画運営については、別に定める実行委員会で検討する。

#### (2) 取り組み体制

大阪府は、市町村、関係団体及び1の趣旨に賛同するNPO、民間事業者等と、4の(1)で決定した内容について相互の連携を図りながら推進する。

### 附 則

この要綱は、平成17年6月14日から施行する。